

人材紹介に関する基本契約書

(以下、甲という。) とファーストクラス株式会社 (以下、乙という。)

とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

(労働条件の明示)

第2条 甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む。）を乙に書面により明示する。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

(人材の紹介)

第3条 乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件（以下、求人条件という。）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実地した上で甲に紹介する。ただし、当該人材が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

(選考・採用)

第4条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行う。

(労働条件明示書の交付)

第5条 甲は、前条により採用を決定した人材（以下、丙という。）と雇用契約を締結するに当たっては、あらためて別紙の労働条件明示書を、丙に明示・交付するものとする。

(紹介手数料等)

第6条 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次の通り人材紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

- (1) 紹介手数料 年間賃金の %の額及び消費税相当額
- (2) お支払日 丙が甲に入社した日の属する月の翌月末

前項の年間賃金は、月例賃金、残業代、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。

(紹介手数料に係る請求書等)

第7条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1ヵ月未満で退職した場合	50%に相当する額
3ヵ月未満で退職した場合	30%に相当する額

丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(本契約に関する特約事項)

第10条 本契約に関して、甲は乙に対し下記事項に対し誓約するものとする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(有効期限及び有効期限満了後の秘密保持等)

第11条 この契約の有効期限は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期限満了の1ヵ月前までに甲・乙のいずれからの特段の申し入れがないときは、さらに1年間同一条件で更新するものとする。

第9条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期限満了後も遵守するものとする。

(法令順守)

第12条 甲及び乙は、互いに職安法その他の労働関係法令および関係指針、ならびに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除条令を遵守し、適正に対応するものとする。甲および

乙の各従業者についても同様とする。

(信義則)

第13条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し、決定する。

(訴訟管轄)

第14条 本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書正本2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙